

小松市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市が発注する工事の請負契約に係る条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により行う一般競争入札をいう。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、発注予定金額が5百万円以上の工事とする。ただし、災害時における緊急的な発注や特殊な工事の発注において市長が特に認めた場合又は発注予定金額が5百万円以上1千万円未満の工事で初回の入札が成立しなかった場合は、この限りではない。

(入札に参加するものに必要な資格)

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者について、対象工事の内容に応じて、次の各号のうちから必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めるものとする。

- (1) 建設業許可における主たる営業所の所在地
- (2) 対象工事種別に係る小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱に規定する総合点数
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 技術者の状況
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項
- (7) その他特に必要と認める事項

2 施行令第167条の4の規定に該当する者及び第5条に定める対象工事の公告の日から入札の日までの間に小松市及び石川県の指名停止措置を受けている者は、入札に参加できないものとする。

(入札参加資格等の審議)

第4条 市長は、小松市契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に次の事項について審議を行わせるものとする。

- (1) 入札参加資格
- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注することの適否及び発注しようとするときの構成員数
- (3) 入札参加資格確認申請者の入札参加資格の有無及びその資格がないと認めた者からの請求に対する対応
- (4) その他必要と認める事項

(入札参加資格の確認申請)

第5条 対象工事の入札に参加を希望する者は、提出期限までに入札参加申請書を提出し、入札後、落札候補者となったときに速やかに入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に関係資料を添えて、市長に入札参加資格の確認を申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札前に参加資格の確認を行う場合、対象工事の入札に参加を希望する者は、提出期限までに確認申請書に関係資料を添えて、市長に入札参加資格の

確認を申請するものとする。

- 3 前各項の入札参加申請書、確認申請書及び関係資料は、申請者に返却しないものとし、無断で公表したり、他の目的に使用できないものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 入札参加資格の確認は、次のとおりとする。

(1) 事後審査型（前条第1項に規定する入札参加資格の確認をいう。）

ア 市長は、入札参加申請書提出期限以後速やかに、入札参加申請受理通知書により申請者へ通知する。

イ 入札参加資格の有無の確認は、入札後に落札候補者のみについて行う。

落札候補者から提出された参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、落札者としての適否を確認する。ただし、落札候補者が入札参加条件を満たしていないと認められた場合には、次順位者を繰り上げて落札候補者として入札参加資格及び条件を確認するものとする。

ウ イの入札参加資格の有無の確認は、入札参加申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。ただし、配置予定技術者の専任制の確認は、開札日をもって行うものとする。

エ イの規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、申請者に落札決定を通知するものとする。

(2) 事前審査型（前条第2項に規定する入札参加資格の確認をいう。）

ア 市長は、確認申請書及び関係資料に基づき、審査委員会委員の意見を聴いて入札参加資格の有無を決定するものとする。

イ アの入札参加資格の有無の確認は、申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。ただし、配置予定技術者の専任制の確認は、開札日をもって行うものとする。

ウ アの規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、申請者に競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

(無資格者に対する理由説明)

第7条 前条の規定により、入札参加資格が無いと決定された者は、市長に対し、同条の通知の日から7日以内に書面をもって決定理由の説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面をもって回答するものとする。

(共同企業体に対する発注)

第8条 市長は、対象工事（別表第1）を共同企業体に対して発注することの適否及び共同企業体に発注するときの構成員数については、審査委員会の意見を聴いて決定するものとする。

- 2 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式によるものとする。

- 3 入札参加資格については、構成員及び共同企業体それぞれについて定めるものとする。

- 4 入札参加申請書及び確認申請書は結成された共同企業体が提出するものとする。

- 5 当該共同企業体の構成員は、対象工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

(公告)

第9条 市長は、施行令第167条の6及び小松市財務規則第102条の規定により、入札参加資格、入札の日時及び場所、その他入札について必要な事項を公告するものとする。

(設計書の閲覧及び質問)

第10条 市長は、第9条に定める公告後、当該工事の単価抜設計書等を閲覧に供するものとする。

2 設計図書等に関する質問は、「入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領」に基づき行わせるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度審査委員会に諮り、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (共同企業体関係)

1 対象工事の種類及び規模等

工 種	規 模 等
土木一式工事	発注予定金額が1億5千万円以上
建築一式工事	発注予定金額が3億円以上
管工事	発注予定金額が1億円以上
電気工事	発注予定金額が1億円以上
その他工事（舗装工事を除く）	発注予定金額が1億円以上
異工種工事（上記工事の組合せ）	当該工事の合計金額以上

〔備考〕上記の範囲以外であっても、工事内容により市長が特に必要と認めた場合は、共同企業体に発注することができる。

2 構成員数

構成員数は2ないし3社とし、最上位等級のみ又は最上位等級と第二位等級に属する者の組合せとする。

3 構成員の資格

構成員の資格は、少なくとも次の三要素を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が数年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

4 構成員の出資比率

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 異工種工事 各工事の予定価格の割合にて決定する